

# 令和3年度第1回小金井市青少年問題協議会

## < 次 第 >

日 時 令和3年9月8日(水)午後2時

会 場 萌え木ホールA会議室及びオンライン

1 開 会

2 委嘱状の伝達

3 市長挨拶

4 自己紹介

5 議 題

(1) 副会長の互選について

(2) 会長職務代理者の指名について

(3) 過去に実施した意見具申、提言等の概要について

(4) 今後の進め方について（専門委員会の立ち上げ）

(5) その他

6 閉 会

### 配付資料

資料1 青少年問題協議会について

資料2 平成元年以降に実施した青少年問題協議会の意見具申等の概要

資料3 小金井市青少年問題協議会条例／同条例施行規則

### その他配付物

○ 青少年問題協議会リーフレット（5種類）

「コロナ禍だからこそ 子どもの想いをきいていますか？」（令和3年6月）

「みんなで話そう 子どもの居場所！」（令和元年6月）

「地域再発見！～見直そう地域の力～」（平成29年6月）

「大切です ご家庭の教育力」（平成27年6月）

「子育てを楽しもう！」（平成23年6月）

○ 小金井市青少年問題協議会活動報告（令和3年6月）

○ 小金井市青少年問題協議会名簿（任期：令和3年7月1日～令和5年6月30日）

## 小金井市青少年問題協議会について

青少年問題に対する施策を効率的に推進するうえで必要な総合的施策を樹立するための調査、審議と関係行政機関相互の連絡調整を図るため、昭和28年に地方青少年問題協議会設置法が制定され、東京都においては同年10月東京都青少年問題協議会が設置され、同年12月には市町村に対してその設置につき勸奨が行われた。これを受けて市では昭和34年4月、市長の附属機関として「小金井市青少年問題協議会」が設置されている。

## 1 根拠条例等

小金井市青少年問題協議会条例／小金井市青少年問題協議会条例施行規則

## 2 性格と役割

性 格	市長の附属機関
役 割	・ 青少年の指導育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な事項の調査審議 ・ 関係行政機関相互の連絡調整 ・ 関係行政機関に対する意見具申

## 3 委員数と任期

委員数	25人
任 期	2年（令和3年7月1日～令和5年6月30日）

## 4 委員報酬

日 額	10,000円
-----	---------

## 5 協議会の役員

・ 会 長	市長
・ 副会長	委員の互選により選任
・ 職務代理者	あらかじめ会長の指名する委員

## 6 専門委員（規則第3条） 委員の中から会長が指名

例年、同じ選出団体（青少年団体・教育団体・福祉団体・専門的知見・行政庁）から指名された専門委員を置いて、調査・研究テーマを定め、実際の作業を進めていく方法を取っている。

## 7 会議回数

青少年問題協議会（全体会）	任期中3回（初年度7月、3月、翌年度3月）
専門委員会	年4回分を予算措置。調査・研究テーマにより増減。

## 平成元年以降に実施した青少年問題協議会の意見具申等の概要

開催年月日	意見具申・提言等	内 容
平成元年3月3日	「中学生の心と行動」調査に基づく提言 (提言)	調査結果では地域活動、家庭における伝承行事への参加者の規範意識の高さから、家庭、学校、地域への積極的宣伝について提言
平成3年1月31日	市内中・高校生家庭のビデオデッキ使用に関する調査結果報告書(報告)	中・高生家庭におけるビデオデッキの普及状況、利用方法等を概括的に補足
平成5年6月24日	高齢化社会に生きる高齢者と青少年が共存できる社会を目指して(提言)	高齢者と青少年が共存できる社会のあり方について基本的な考え方を示す
平成7年6月30日	小金井市の健全育成にかかわる地域諸団体とその活動(調査)	地域諸団体にアンケートを実施し、地域の教育力の実情について調査
平成9年6月30日	幼児・児童の家庭教育～子育て支援について～(報告)	子育て支援をどう実現するか、各界各層の意見を聞き協議
平成11年6月30日	青少年の地域教育健全育成支援について(報告)	青少年を取り巻く環境の変化に対応できる学校、家庭、地域の連携のあり方を協議
平成13年6月30日	少子社会における親子の意識・行動～調査・聞き取りを通して～(報告)	アンケートを通して親子のふれあい、生活習慣等について、児童生徒とその保護者の意識を調査
平成15年6月30日	伸びゆく子どもに対する大人のかかわり方～健全育成支援について～(報告)	伸びゆく子どもに対して大人がどのようにかかわれば良いか、討議を重ねた上で各団体の現状、課題、展望という形で分析
平成17年6月30日	少子社会における親子の規範意識と行動について(報告)	平成13年6月報告内容のうち、「規範意識」「生活習慣」に絞りアンケート調査を実施 インターネットや携帯電話などの普及による社会の急激な変化を踏まえた実態の把握
平成19年6月30日	地域の教育力を生かし健やかな子どもを育てよう～青少年の社会的自立に向けた社会奉仕活動と職業体験活動の推進～(報告)	職業観や勤労観の育成を目標とする、中学校の職業体験活動と、地域社会とのかわりを目指す小中学校の社会奉仕活動の推進のため、地域、家庭、学校、行政に向け、提案

## 児童青少年課

開催年月日	意見具申・提言等	内 容
平成20年10月	我が家のルールをつくろう！～インターネットのワナから子どもを守るために～ (リーフレット)	小・中学生に携帯電話とパソコンに関するアンケート調査を実施 その集計結果をもとに啓発リーフレットを作成
平成23年6月	子育てを楽しもう！～子育ては期間限定の楽しみです♪～ (リーフレット)	小・中学生の保護者に子育ての悩みについてのアンケート調査を実施。その集計結果をもとに啓発リーフレットを作成。
平成25年6月	かけがえない自分！～我が子に自信を持たせるには～ (リーフレット)	小・中学生と、その保護者に、子ども達の「自尊心・自己肯定感」についてのアンケート調査を実施。その集計結果をもとに啓発リーフレットを作成。
平成27年6月	大切です ご家庭の教育力 (リーフレット)	小・中学生と、その保護者に、子ども達をとりまく「家庭の教育力」についてのアンケート調査を実施。その集計結果をもとに啓発リーフレットを作成。
平成29年6月	地域再発見！～見直そう 地域の力～ (リーフレット)	小・中学生と、その保護者に、子ども達をとりまく「地域力」についてのアンケート調査を実施。その集計結果をもとに啓発リーフレットを作成。
令和元年6月	みんなで話そう 子どもの居場所！ (リーフレット)	小・中学生と、その保護者に、子ども達をとりまく「子どもの居場所」についてのアンケート調査を実施。その集計結果をもとに啓発リーフレットを作成。
令和3年6月	コロナ禍だからこそ 子どもの思いをきいていますか？ (リーフレット)	市立小学4年生から中学3年生に、子どもの権利の視点から、子どもの実態を捉える子どもアンケート調査を実施。その集計結果をもとに、コロナ禍を踏まえた啓発リーフレットを作成。

## 小金井市青少年問題協議会専門委員会開催状況

回	日時	内容・結果
令和元年度 第1回	令和元年8月21日(水) 午前10時～正午 本町暫定第2会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・互選により専門委員長に浅野委員、副委員長に木下委員を決定した。</li> <li>・本体会議に提示されたアンケート(案)及び、実施方法について協議。アンケート方法について決定した。</li> </ul>
令和元年度 第2回	令和2年1月23日(木) 午前10時～11時40分 西庁舎第6会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アンケート結果を元に、分析・協議を行い、啓発テーマは「子どもの権利について」とし、啓発方法はカラー版のリーフレットの配布とした。</li> <li>・ただし、本調査は例年にはない規模の調査であり、今後生じるであろうリーフレットに含められない部分についても非常に示唆に富む貴重な資料であるということから、全設問についての集計結果についても、調査報告書等にまとめ、公表する。</li> <li>・また、配布先については、前期までの小中学校保護者に加え未就学児のいる家庭にも拡大したい希望があった。</li> </ul>
-	令和3年1月5日～1月20日 書面審議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症の流行による社会生活の変化を受け、令和元年度実施のアンケート結果による啓発内容の方向性の変更を審議。</li> <li>・当初案の経年比較による子どもの権利啓発から、コロナ禍を踏まえ、「子どもの意見表明権」に基づいた「子どもの声を聴いているか」を保護者が見直す機会とするための啓発内容とすることとした。</li> </ul>
令和2年度 第1回	令和3年2月16日(火) 午前10時～11時45分 萌え木ホール	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前回の照会内容を踏まえ作成されたリーフレット案及び、アンケート結果報告書を元にリーフレット案の内容を精査し、選択データの一部入替え、コメント欄やレイアウト等の詳細について協議。</li> <li>・原案を3月上旬までに作成の上、書面審議にて専門委員確認の上で、3月末の本体会議で専門委員長から全体に報告を行うこととした。</li> <li>・書面審議による意見の反映については専門委員長に一任することとした。</li> </ul>
-	令和3年3月5日～3月11日 書面審議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前回の委員意見を反映したリーフレット原案について意見聴取し、リーフレット表題案を決定。その他、詳細を修正し、本体会議報告案を決定した。</li> </ul>

※ 令和2年度の活動については、新型コロナウイルス感染拡大防止対策の一環として、可能な限り会議開催を削減することとした。

小金井市青少年問題協議会条例

昭和 34 年 3 月 31 日条例第 4 号

(設置)

第 1 条 地方青少年問題協議会法（昭和 28 年法律第 83 号）第 1 条の規定に基づき、本市に市長の附属機関として小金井市青少年問題協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(組織)

第 2 条 協議会は、会長及び 25 人以内の委員をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

(委員)

第 3 条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 市議会議員のうち市議会が指名する者 5 人

(2) 学識経験者 12 人以内

(3) 関係行政庁の職員 4 人以内

(4) 市の職員 4 人

2 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長の権限並びに副会長の設置及び権限)

第 4 条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 協議会に副会長を置く。

3 副会長は、委員の互選により選任する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

5 会長及び副会長ともに事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が会長の職務を代理する。

(招集)

第 5 条 協議会は、必要の都度会長が招集する。

(会議の定足数及び表決数)

第 6 条 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

2 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委任)

第 7 条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

# 小金井市青少年問題協議会条例施行規則

平成31年3月25日規則第6号

(趣旨)

第1条 この規則は、小金井市青少年問題協議会条例（昭和34年条例第4号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 条例第3条第1項第2号に定める学識経験者は、次の各号に掲げる分野の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める人数の範囲内で選出するものとする。

- (1) 青少年関係団体 4人以内
- (2) 教育関係団体 3人以内
- (3) 福祉関係団体 2人以内
- (4) その他専門的知識を有する者 3人以内

2 条例第3条第1項第3号に定める関係行政庁の職員は、次に掲げる者とする。

- (1) 小金井警察署長又は当該警察署の職員のうちから小金井警察署長が推薦する者
- (2) 東京都多摩府中保健所長又は当該保健所の職員のうちから東京都多摩府中保健所長が推薦する者
- (3) 東京保護観察所立川支部長又は当該支部の保護観察官のうちから東京保護観察所立川支部長が推薦する者
- (4) 小平児童相談所長又は当該児童相談所の職員のうちから小平児童相談所長が推薦する者

3 条例第3条第1項第4号に定める小金井市の職員は、次に掲げる者とする。

- (1) 子ども家庭部に関する事務を担当する副市長
- (2) 教育長
- (3) 企画財政部長
- (4) 子ども家庭部長

(専門委員)

第3条 小金井市青少年問題協議会（以下「協議会」という。）に専門の事項を調査し、又は協議させるため必要があるときは、協議会の委員の中から会長が指名する専門委員を置くことができる。

(協議会)

第4条 委員が協議議題を提出しようとするときは、協議会開催7日前までに会長に提出するものとする。

(部会)

第5条 協議会において調査し、又は協議する必要があると認めるときは、目的別に部会を設置することができる。

(公印)

第6条 協議会の公印の名称、ひな型番号、書体、寸法、材質、ひな型、用途及び個数は別表に定めるところによる。

2 前項の公印は、児童青少年課長が管守する。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、子ども家庭部児童青少年課に置く。

別表（第6条関係）

名称	ひな型番号	書体	寸法	材質	ひな型	用途	個数
小金井市青少年問題協議会 長印	1	てん書	方21 m/m	つげ	長協青小 之議少年 問井 印会題市	一般 文書 等	1

付 則

この規則は、公布の日から施行する。